

田辺市立芳養小学校インターネット利用規程

この利用規定は、田辺市立芳養小学校におけるインターネットの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

1, 目的

芳養小学校においてインターネットを利用するに当たっては、児童及び関係者の個人情報保護に努めるとともに、コンピュータの扱い方を含め、児童の情報活用能力の育成を図るとともに、情報ネットワークを活用した教育活動に寄与するよう努めなければならない。

2, インターネットの主な利用形態について

①情報検索や情報収集

インターネットを利用して、学習に関係する情報の検索や収集を行う。

② 学校ホームページによる情報発信

学校紹介や学年の教育活動を学校のホームページで発信する。

③ 電子メールによる情報の発信と受信

国内及び海外の学校や、機関、個人と学習に関する質問や交流を目的として、メールによる情報の発信や受信をする。

ホームページや電子メールで国内及び海外の学校等との交流を行う。

④ 教材作成

ホームページや電子メール文書から授業に役立つ文書・画像を収集・加工して教材等を作成し、児童の教育活動や教員の研修に役立てる。

3, インターネットで発信する個人情報の範囲について

インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、田辺市の個人情報保護条例や田辺市立学校インターネット利用規程を遵守するとともに、発信の必要性、リスク等を説明した上で、本人及び保護者の同意をもとに、教師の指導の下に発信するものとする。

① 氏名

原則としてイニシャルを使用する。ただし、教育上必要がある場合は、フルネームを使うことも可とする。

②写真・映像・音声

写真については、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。

③作品

児童・生徒の作品等については、教育活動の過程において作成、製作されたもの、各種研究会、発表会、展覧会等に応募されたものや発表されたものについて、教育活動に必要な場合のみ、本人同意を得て使うことができる

④意見・主張等

児童の意見、考え、主張等については、個人のプライバシーや基本的人権について十分配慮しなければならない。

⑤住所等の個人情報の扱い

住所、電話番号、生年月日、その他個人の生活の様子が明らかになるもの（職業、家族構成、成績、身体的特徴等）は、発信しないものとする。

⑥著作権について

第三者の著作物をホームページや電子メールにより発信する場合、原則として著作者の許可を得た上で、これを行うものとする。また児童が作成した情報を発信する場合にも本人の同意を得て発信するものとする。

4. インターネットで得た個人情報について

- ① インターネットを利用して入手した情報については、適正な管理に努めるとともに教育以外の目的に利用してはならない。
- ② インターネットにより収集した情報については、著作権法及び関連法規を守り、適正な利用を行う。
- ③ インターネットで得た個人情報は、その目的が達成された時点で確実に廃棄する。
- ④ ホームページ等に掲載された個人情報にあつては、目的の達成にかかわらず原則として年度末に廃棄又は更新する。

5. ホームページに掲載する内容について

- ① 言語、表現等人権に関わる表現に配慮しなければならない。
- ② 公序良俗に反し、個人・団体を誹謗、中傷、差別した内容でないこと。
- ③ 営利目的の内容でないこと
- ④ 著作権や関係法規を侵害していないこと。
- ⑤ その他学校教育において望ましくない内容でないこと。
- ⑥ 校長は、教師や児童が情報をホームページに掲載する場合は、本利用規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認する。
- ⑦ 芳養小学校のホームページに発信した情報について、問い合わせや指摘があつた場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- ⑧ 学校のホームページに、他のホームページをリンクさせるときにはリンク先の承

諾を得る。

6, 教師による指導について

- ① インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、関係法規に配慮するなど、インターネット利用における基本的なモラルに留意するとともに、児童が情報モラルを身に付けるよう指導を徹底する。
- ② 児童が学習活動で発信するデータは、校内で集約し、指導に当たる教師の確認を経て外部に発信する。
- ③ インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報については指導を徹底する。

7, 情報担当責任者について

学校長は、インターネットの利用の適正を図り、児童及び関係者の個人情報保護、校内システムの管理及びセキュリティに努めるため、校内に情報担当責任者を置かなければならない。情報担当責任者は、インターネットの適正利用を図るため、次の事項を行う。

- ① パスワード、IDの不正使用を防止するため、パスワードの定期的な変更等必要な措置を講じるなど、パスワードの管理を行い漏洩を防止する。
- ② パスワードの漏洩事故等が発生した場合には、個人情報の保護の措置を講じるとともに、漏洩の原因を追求し、漏洩事故の再発を防止する。
- ③ コンピュータウイルスの発見、駆除、予防に努める。
- ④ 定期的に使用状況を把握し、使用状況の記録及び監視を行う。なお、学校長は、インターネットの教育上の利用に関し、必要に応じてその適正な使用を図ることを目的として、校内にインターネット利用にかかわる事項を協議する組織を置くことができる。

8, その他

学校長は、教職員に対し次の内容について、インターネットの利用、指導にかかわる研修等を積極的に実施するとともに、インターネットの適正な利用に努めるものとする。

- ① インターネット利用におけるプライバシー、個人情報、著作権等の保護に関すること。
- ② インターネットを教育上利用するに当たって必要な管理、セキュリティに関すること